

平成 30 年 11 月 8 日

豊川市政記者クラブ加盟社 各位

有限会社大須賀調質工業所

愛知県が土壌汚染に関する情報を発表

愛知県は、平成 30 年 11 月 8 日に豊川市内にある有限会社大須賀調質工業所の敷地内で土壌汚染が生じていることについての発表を行いました。

これを受け、豊川市としても市政記者クラブ加盟社に対し、有限会社大須賀調質工業所における土壌汚染の情報を同時発表いたします。

記

1 調査対象地・面積

調査対象地 = 有限会社大須賀調質工業所
愛知県豊川市為当町新屋河原 10 番 22 始め 2 筆
調査対象地面積 = 623.77 m²

2 報告内容・今後の対応など

別添、愛知県が発表した資料のとおり

【お問い合わせ先】

●土壌汚染に関すること

愛知県東三河総局 県民環境部 環境保全課 環境保全グループ
電話 0532-35-6112

●豊川市の環境などに関すること

豊川市役所 環境部 環境課（鈴木・岡本・大野）
電話 0533-89-2141

豊川市政記者クラブ同時

平成 30 年 11 月 8 日（木）

愛知県東三河総局県民環境部環境保全課
環境保全グループ

担当 三輪、保居

ダイヤル 0532-35-6112

愛知県環境部水大気環境課
水・土壌規制グループ

担当 宮本、木村

内線 3045、3050

ダイヤル 052-954-6225

豊川市における土壌汚染に係る報告について

有限会社大須賀調質工業所おおすかちょうしつが、豊川市内の同社敷地において、土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項に基づき土壌汚染状況調査を実施したところ、シアン化合物による土壌汚染が判明した旨、本日、同社から愛知県に報告がありました。

汚染が判明した場所は現在、不透水シート等で覆われており、汚染土壌の飛散や雨水等による汚染の拡散のおそれはありません。

また、今後同社は、汚染土壌を全て掘削除去する予定です。

県は、同社に対し、土壌汚染対策を適切に実施するよう指導等していきます。

1 調査対象地

有限会社大須賀調質工業所

豊川市ためとうちょうあらやがはら為当町新屋河原10番22 始め2筆

2 報告内容

(1) 報告年月日

平成 30 年 11 月 8 日（木）

(2) 調査実施期間

平成 29 年 12 月 12 日（火）から平成 30 年 11 月 7 日（水）まで

(3) 調査項目

ア 土壌ガス

クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、
1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン

- イ 土壤溶出量
シアン化合物
- ウ 土壤含有量
シアン化合物
- エ 地下水
シアン化合物

(4) 調査結果（基準は5ページ参照）

ア 土壤ガス

全ての調査地点で土壤ガスから調査対象物質は検出されませんでした。

イ 土壤溶出量

次表のとおり法に規定する土壤溶出量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壤溶出量 基準	最大値 検出深度	基準超過土壤 検出深度	超過区画数 ／調査区画数 ^注
シアン化合物	8.0mg/L	検出されないこと	0.05～0.55m	0～1.5m	1／7

注：調査対象地を10メートル格子で分割した区画数

ウ 土壤含有量

全ての調査地点で法に規定する土壤含有量基準に適合しました。

エ 地下水

土壤溶出量基準を超過した調査区画で調査した結果、法に規定する地下水基準に適合しました。

(5) 土壤汚染の原因

当該地には工場が立地しており、過去に金属部品の製造過程でシアン化合物の取扱履歴があったため、事業由来と推定されます。

(6) 当該地の現在の状況

汚染が判明した場所は、不透水シート等によって覆われており、汚染土壤の飛散や雨水等による汚染の拡散のおそれはありません。

3 今後の対応

同社は、汚染土壤を全て掘削除去する予定です。

県は、土地所有者に対し、汚染土壤の掘削除去時の飛散・流出防止等の土壤汚染対策を適切に実施するよう指導していくとともに、周辺の飲用井戸の有無を調査した上で、法に基づき土壤溶出量基準を超過した区画を要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定します。

4 報告者の連絡先

有限会社大須賀調質工業所 大須賀
住所 豊川市為当町新屋河原 17
電話 0533-87-2714

5 調査対象地の概要

(1) 調査対象地の面積

623.77 m²

(2) 特定有害物質の使用状況等

当該地では、昭和 30 年から工作機や自動車用の金属部品の製造を行ってまいりました。工場内では、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、シアン化合物の取扱履歴がありました。



※背景地図は国土地理院の地理院地図を使用

参考

○ 基準を超過した特定有害物質について

・シアン化合物

無機シアン化合物は、非常に強い毒性をもっています。これはシアン化合物が呼吸酵素の中の鉄と結合することによって、組織呼吸（内呼吸ともいわれ、血液で運ばれた酸素が各組織に取り込まれ、そこで生じた二酸化炭素を取り去る過程）を抑制するためです。高濃度のシアン化合物を取り込んだ場合は短時間で死に至ります。

また、低濃度のシアン化合物を取り込み続けると、頭痛、めまいなどを起こすとの報告があります。

（参考：環境省水・大気環境局「土壌汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」）

○ 土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）（抄）

（使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査）

第3条 使用が廃止された有害物質使用特定施設（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第2項に規定する特定施設であつて、同条第2項第1号に規定する物質（特定有害物質であるものに限る。）をその施設において製造し、使用し、又は処理するものをいう。以下同じ。）に係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）であつて、当該有害物質使用特定施設を設置していたもの又は第三項の規定により都道府県知事から通知を受けたものは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について、環境大臣又は都道府県知事が指定する者に環境省令で定める方法により調査させて、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、環境省令で定めるところにより、当該土地について予定されている利用の方法からみて土壤の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の都道府県知事の確認を受けたときは、この限りでない。

第2項～第6項（略）

（要措置区域の指定等）

第6条 都道府県知事は、土地が次の各号のいずれにも該当すると認める場合には、当該土地の区域を、その土地が特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置（以下「汚染の除去等の措置」という。）を講ずることが必要な区域として指定するものとする。

- 一 土壤汚染状況調査の結果、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が環境省令で定める基準に適合しないこと。
- 二 土壤の特定有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして政令で定める基準に該当すること。

第2項～第5項（略）

（形質変更時要届出区域の指定等）

第11条 都道府県知事は、土地が第6条第1項第1号に該当し、同項第2号に該当しないと認める場合には、当該土地の区域を、その土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定するものとする。

第2項～第4項（略）

○ 区域の指定に係る基準及び地下水基準について

- 1 土壌溶出量基準
汚染土壌から特定有害物質が地下水に溶出し、その地下水を飲用することによる健康影響を考慮して設定されました。
- 2 土壌含有量基準
汚染土壌を直接摂取することによる健康影響を考慮して設定されました。
- 3 地下水基準
地下水を飲用することによる健康影響を考慮して設定されました。

表 区域の指定に係る基準及び地下水基準（法施行規則第31条及び第7条）

特定有害物質の名称		土壌溶出量基準 (mg/L)	土壌含有量基準 (mg/kg)	地下水基準 (mg/L)
第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	クロロエチレン	0.002 以下	—	0.002 以下
	四塩化炭素	0.002 以下	—	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	—	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	—	0.1 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	—	0.04 以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	—	0.002 以下
	ジクロロメタン	0.02 以下	—	0.02 以下
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	—	0.01 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	—	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	—	0.006 以下
	トリクロロエチレン	0.03 以下	—	0.03 以下
	ベンゼン	0.01 以下	—	0.01 以下
第二種特定有害物質 (重金属等)	カドミウム及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下
	六価クロム化合物	0.05 以下	250 以下	0.05 以下
	シアン化合物	検出されないこと	50 以下(遊離シアンとして)	検出されないこと
	水銀及びその化合物	水銀が0.0005 以下、かつアルキル水銀が検出されないこと	15 以下	水銀が0.0005 以下、かつアルキル水銀が検出されないこと
	セレン及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下
	鉛及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下
	砒素及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下
	ふっ素及びその化合物	0.8 以下	4,000 以下	0.8 以下
ほう素及びその化合物	1 以下	4,000 以下	1 以下	
第三種特定有害物質 (農薬等)	シマジン	0.003 以下	—	0.003 以下
	チウラム	0.006 以下	—	0.006 以下
	チオベンカルブ	0.02 以下	—	0.02 以下
	PCB	検出されないこと	—	検出されないこと
	有機りん化合物	検出されないこと	—	検出されないこと

注：土壌ガスについては、検出された場合に土壌溶出量を調べ、土壌溶出量基準の適否を確認することになっており、基準値は設定されていません。